

Title	日本漢学研究に於ける古筆切の利用
Sub Title	The use of calligraphy fragments in Sino-Japanese studies
Author	佐藤, 道生 (Satō, Michio)
Publisher	慶應義塾中国文学会
Publication year	2019
Jtitle	慶應義塾中国文学会報 (Bulletin of The Keio Sinological Society). No.3 (2019. ) ,p.26- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	奥野信太郎先生没後五十年記念特集号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12810295-20190329-0026">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12810295-20190329-0026</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 日本漢学研究に於ける古筆切の利用

佐藤道生

### はじめに

日本に現存する漢籍古写本・古刊本が中国学研究、或いは日本漢学研究を遂行する上で、独自の資料性を持っていることはよく知られている。それ故、これまで多くの漢籍善本が影印出版されてきた。また近年、幾つかの所蔵機関ではインターネットを通じて書影のデジタル画像の提供を開始している。この傾向は今後ますます強まることが予想され、近いうちに研究者が主要な善本を自由に利用できる環境が整えられるのではないかと思う。但し、こと漢籍古写本に限っては、研究者の間で見過ごされている資料がある。それは「古筆切」と呼ばれる断簡資料である。

古筆切は一葉わずか数行という断片的資料であり、そこから全体を推し測ることが困難であるという理由によって、文献調査の対象から外されがちである。また個人所蔵のものが大半を占めるという事情も、調査の対象外とする傾向に拍車を掛けている。しかし嘗て神田喜一郎先生が「この暴挙をいかんせん」と題する一文を草して注意を喚起されたように、古筆切の中には等閑視できない資料的価値を備えているものがある。本稿では、漢籍の古筆切を幾つか取り上げ、その資料性を論じてみたい。

本題に入る前に、予備知識として、漢籍古写本と古筆切とについて少しばかり説明を加えることにする。

## 一、日本に現存する漢籍古写本の特徴

我が国は古来、中国文化の影響下にあり、他の東アジア漢字文化圏に属する国々と同様、絶えずこれを積極的に学んできた。中国文化を受容する方法とは、具体的には漢籍を学習することである。留学が容易でなかった時代には、これが最善の方法だった。それ故日本には中国から直接に、或いは朝鮮半島を経由して多くの漢籍の写本・刊本が將來され、また国内に於いてもその書写・刊行が盛んに行なわれた。また日本人は自らも漢語漢文を用いて著述を為した（これを準漢籍と呼ぶことがある）。これら日本国内に在って日本人の用いた漢籍を総称して「日本漢籍」と呼び慣わしている。

日本漢籍は当然のことながら、漢籍全体の中にその一部として包含されるものである。しかし中国本国に存在する漢籍や朝鮮半島に伝来する漢籍とは一線を画する側面を具えている。それは圧倒的な数を誇る古写本の存在である。以下、日本に現存する漢籍古写本の特徴を説明することにした。

中国では漢籍といえば刊本のそれを指すのが通例であるが、日本では漢籍に限らず、典籍全般に於いて写本の占める割合が極めて大きい。しかも古写本が多く現存している。その要因として、日本では写本こそが書籍本来の形態（刊本はその変型）であるということが社会通念となつて定着していたことが挙げられる。刊本に權威を認める中国と、それに対して写本に価値を認める日本との顕著な文化的対立の構図をここに見ることができる。それでは、写本の多さが日本漢籍の際だった特徴となるのは、一体どのような事情によるものなのだろうか。

漢籍の舶来に遣唐使の果たした役割は大きい。奈良時代の吉備真備、平安時代の最澄、空海、円仁らの実績がそれを証明している。彼らは遣唐使にしたがって入唐し、大量の漢籍を日本に持ち帰った。そして、それらの漢籍の原本は殆ど残っていないものの、転写を経て現存するものは極めて多い。奈良・平安時代にもたらされた漢籍の本文は取りも直さず唐朝で通行流布していた本文である。中国でも唐代にはまだ出版文化が開花していなかったため、書籍の形態は写本（鈔本）であった。それ故、この時代の漢籍の本文を「唐鈔本」と呼び慣わしている。古代の日本では、まずこの唐鈔本（或いはその転写本）を用いて漢籍を学習したのである。尚、唐鈔本という呼称は、本来中国唐代の

写本という意味であるが、また同時にその写本の有する本文の意味で用いることがある。後者を唐鈔本系本文と呼ぶのは両者の混同を避けるための便宜的措置である。日本にもたらされた唐鈔本原本を日本人がそっくりそのまま書写した場合、その本文は原本と同じであるが、それを唐鈔本と呼ぶことには若干の抵抗がある。それ故、唐鈔本系本文を有する写本などと称するのである。この類いの漢籍古写本として正倉院蔵 慶雲四年（七〇七）書写の『王勃詩序』（此書には内題がないので仮にこう呼称する）、名古屋市真福寺蔵 天平十九年（七四七）書写の『瑠玉集』（存卷十二、卷十四）などが挙げられる。

中国では宋代に入ると、読書人口の増大に呼応して書籍の形態が写本から刊本へと移行し始めた。写本の場合、転写過程に於いて誤写・意改が繰り返して行なわれ、時として改編が為されることもあるから、同じ書名を持つ書籍でも全く同一の本文を持っているなどということは有り得ない。必ず異本が存在する。したがって、ある書籍を刊行するということは、互いに異なる本文を持つ写本群を整理校訂して一つの本文に定めることを意味する。唐以前に成立した書で刊行するに相応しいと判断されたものには、この時初めて本文校訂が施されたのである。その校訂作業は当然客観的態度を以て慎重に行なわなければならないのだが、宋代に於いては自ずと限界があった。また進取の気風に富んだ当時の学問（宋学）の影響もあつて、かなり主観的な校訂が行なわれたようである。その結果として、宋刊本はそれまでの唐鈔本に大胆な改変が加えられて成立したのである。我々が通常接する（唐以前に成立した）漢籍の本文の多くはこの宋刊本の本文であり、それ以前の唐鈔本に溯ることはできない。しかも宋刊本が一旦世に出ると、これが権威化して唐鈔本を完全に駆逐するという現象が起きた。こうして唐鈔本は中国本国では早くに滅び去つたのである。しかし、宋代に刊行されることになった書籍は（たとえ唐鈔本が破棄されたとはいえ）まだしも幸運であった。この時期に刊行の機会を逸した書籍は結局全て亡佚の途をたどつたのである。

一方、日本では先に述べたような写本を重んじる文化に支えられて、唐鈔本系本文を持つ古写本が国内に永く保存された。そこには漢唐の学風を墨守して宋学を容易に受け入れようとしなかつた平安・鎌倉期漢学の全体的志向が却つて幸いしたこと、また日本が戦乱という書物最大の敵に見舞われることの少なかつたことを理由に挙げることができ。先に挙げた二書の内『王勃詩序』は、王勃の別集『王子安集』十六卷（通行本）や『王子安集註』二十卷（清・

蔣清翊註)に収める本文と比較すると、甚だしい字句の異同が見出される。これは正倉院蔵本が唐鈔本系本文を有しているからに他ならない。『瑠玉集』は中国には現存していない。宋代に刊行の機会を逃し、消滅した書である。このように中国本国では亡佚し、それ以外の地域に現存する書籍を佚存書と呼んでいる。日本はまさに佚存書の宝庫であると言つて良からう。これを要するに、日本に現存する漢籍古写本に見られる特徴として、第一に唐鈔本系本文を有するものがあること、第二に佚存書が含まれていることを挙げることができる。

尚、日本漢籍の室町期以降の写本の中には中国刊本(唐本と言ふ)や朝鮮刊本を書写したものが多く見出される。これは当時、唐本等の入手が困難であつたことによるものと思われる。また室町期以前の日本人の別集、総集、漢籍註釈書などは大半が写本である。これらは現存するものが少ないものの、日本漢学の実態を明らかにする上で欠かさない資料である。また本邦の註釈書中に引かれる漢籍本文には間々佚文が見出される。この点も日本漢籍の持つ資料的価値であると言えよう。

さて、日本漢籍古写本の特徴の第三は、本文中に訓点を始めとする詳細な書入れが見られる点である。ここに言う訓点の「訓」は傍訓のことで、漢語に対応する日本語を片仮名で表記したものである。振り仮名・送り仮名の類と言つてよい。「点」は漢語の語法を日本語の語法に置き換えるための各種符号で、これによつて句読点、返点、助詞・助動詞などを表示した。この「訓」と「点」とを組み合わせて用いることによつて、始めて訓読(当時の翻訳)が可能となるのである。書入れにはこのほか欄上・行間・紙背に語釈、参考諸説、異本注記などを見ることがができる。これらは元をただせば全て儒者や学僧といった漢学の専門家が長きにわたつて本文解釈の検討を重ねた過程で書き入れたものである。日本では室町後期以降ならば、漢籍の註釈書が抄物(講義録)という形をとつて著され、下つて江戸時代ともなれば、漢学に関する著述で現存するものは膨大である。当時の漢籍学習の実態はそれらの諸書によつて知ることができ、ところが室町中期以前には、日本人による漢学に関する著述や註釈書が殆ど残されていないことから、その具体的様相を明らかにすることが極めて困難である。それ故、古写本に見られる書入れを読み解くことが唯一の方策であると言つても言い過ぎではない(これに加えて、日本人の別集・総集を読解することによつて漢籍受容の様相を知ることができる)。書入れを有する漢籍古写本は日本の漢学を考察する上で極めて重要な資料なのである。

しかし、残念ながらこれらはただ日本語学の資料としてのみ研究されているというのが学界の現状である。また文学研究の立場では、訓点は漢文の正しい解釈を妨げるものとさえ見なされているのである。この日本人による積年の営為を文化史上どのように位置づけるかが今後に残された大きな課題であると思われる。

以上、日本に現存する漢籍の、特に古写本の学術的価値について述べた。次に古筆切の説明に移ろう。

## 二、古筆切とは何か

前節で触れたように、日本では古来、書籍の形態は写本が主流であり、手書きであることに大きな意味が籠められていた。この価値観は平安時代以降に中国から刊本が将来されるようになって揺らぐことはなく、出版文化が花開いた江戸時代に入ってから変わることにはなかった。写本こそ書籍のあるべき姿であると考えられていたのである。書写という行為が身近であれば、自ずと優れた筆蹟に対する価値観が醸成される。それゆえ早くから知識人の間で古筆（古人の筆蹟）を珍重し鑑賞する風流が起こったのも自然の成り行きであった。しかし、室町時代の末、読書人口の増加に伴って古筆に対する関心が急激に高まり、需要と供給とのバランスが崩れたことで、思わぬ弊風が生まれることになる。古筆を寸断して古筆切にする風潮である。「切」とは断簡の意。たしかにこうすれば、それまで唯一人しか所有できなかった貴重な写本を大勢が分かち持つことができる。見事な発想の転換だが、著者の言わんとする内容を無みし、書籍を文字の鑑賞のためだけに分割して利用するというのは、殆ど暴挙に等しい。しかし、実際には古人の名蹟を切断することは何等やましいこととは見なされなかつたのである。その言い分は、価値ある名蹟を完冊のまままで保存しては、何時いかなる災害にあつて首尾亡佚するかも知れない。だから寧ろこれを幾葉もの断簡に分割し、諸処に分散しておけば、その危険は著しく分散されるであろう、というものであった。こうして生み出された古筆切は、茶の湯の掛軸に用いられたり、或いは手鑑に押されたりして、今日無数に存在している。手鑑というのは、厚手の台紙を折帖に装訂し、その表裏に古筆切を糊付けして貼つたもの、すなわち古筆切の貼り雑ぜ帖のことである。また、古筆切を手鑑に貼る動作を「押す」と言い慣わしている。

さて、古筆を鑑賞するには筆者が特定されていることが前提となる。筆蹟と人格とは切り離せないものであり、この誰とも分からぬ筆蹟は鑑賞の対象とはならないのである。しかし、いかなる古写本もその筆者が明らかであるかという点、決してそうではない。書写奥書に筆者の自署があるなどというのは稀有な例であつて、大多数の古写本は書写奥書を持たず、誰の筆によるものなのか分からないというのが実際である。そこで登場したのが「古筆見」「古筆目利」と呼ばれる古筆鑑定家である。彼らは誰が書いたとも知れない筆蹟を、長年培つた鑑定眼を頼りに誰それのものであると同定し、その旨を記した鑑定書を発行したのである。鑑定書は多くの場合、手鑑に古筆切とともに貼り付ける便宜から、縦十四センチ、横二センチほどの「極札」が用いられた。このほか、古筆切が軸装されている場合には「正筆書」「折紙」「箱書」などの形式があつた。これらの鑑定書には大抵正しいとは思われぬ筆者名が記されている（中には正しい場合もあるが）。それゆゑ古筆見の鑑定による筆者を「伝称筆者」と呼ぶのである。但し、古筆見の鑑定はこのように筆者の特定には誤りがあるものの、その書写年代はおおよそ正鵠を得ている。彼らの鑑識眼は決していい加減なものではないのである。

古筆鑑定家の元祖は古筆了佐（一五七二—一六六二）であると言われる。慶応三年（一八六七）刊『補正（古筆了伴先生得許可及上木）和漢書画古筆鑑定家印譜』によれば、了佐は近江国西川の人で、俗名は平澤彌四郎。了佐は法名である。近衛前久から古筆鑑定法を伝授され、また豊臣秀次（一五六八—九五）から古筆の家号を賜り、古筆鑑定を家職とすることを許されたという。秀次は空海筆の『風信帖』から一通を切り取つた張本人で、古筆に関心を寄せた人物であるから、当時了佐と関わりを持ったとしても不思議ではない。了佐の子孫は代々家業を継ぎ、門人をも擁した。

古筆切を伝称筆者別に分類した書に明治十八年（一八八五）刊行の『増補古筆名葉集』がある。編者は筆蹟鑑定家として当時名高かつた古筆了仲（一八二〇—一九一）である。本書には二百八十六名の筆者による一千三十種の古筆切の名称が列挙されている。その配列は手鑑のそれに一致するから、蒐集家が手ずから手鑑をこしらえる手引き書として編まれたものである。江戸時代の古筆切蒐集熱のほどが窺われる。一千三十種の古筆切の内訳は、経切（仏教経典の断簡）・歌切（勅撰和歌集・私撰集・私家集などの断簡）が大半を占めるが、漢籍断簡（仏教書籍以外の）も纒か

ながら見出される。主なものを次に掲げることによろう。伝称筆者、古筆切の名称の順に掲げ、伝称筆者には生没年を括弧に括って示した。

卷上

- 後宇多院（一二六七—一二三二）
- 同（卷物切）（鳥ノ子、詩、行書、一行四字三字許）
- 後二條院（一二八五—一三〇八）
- 同（卷物切）（詩、チラシ書）
- 宗尊親王（一二四二—一七四）
- 同（卷物切）（仙花紙、詩、墨罨、片カナ朱星アリ）
- 二條殿良基公（一三三〇—一三八）
- 畠山切（卷物、雲紙、上下金罨、真字、五山僧ノ詩、歌二行書、歌ハ今川了俊ノ筆ナリ、詩歌両筆ノ処モアリ）
- 同（三條殿）公忠公（一三二四—一三八）
- 同（卷物切）（雲紙、詩、一行六七字、文字一寸五分許）
- 日野殿俊光卿（一二六〇—一三二六）
- 卷物切（詩、墨罨、一行十四五字）
- 清原頼業（一一二二—一八九）
- 孝経切（墨罨、朱星アリ）
- 小野道風朝臣（八九六—九六六）
- 卷物切（艸書、詩文章、絹綾地）
- 参議佐理卿（九四四—九八）
- 同（四半）（継合紙、杳目雲紙、白紙、金銀砂子スコシ、詩、行書、チラシ書、一行五六字）



○権大納言行成卿（九七二—一〇二七）

卷物切〈詩文章、行艸、雲紙、或ハ五色紙〉

○源家長朝臣（？—一二三四）

天王寺切〈卷物、六半形、太子伝記、村砂子アリ〉

○判官康頼（？—一二二〇）

四半〈医書、行書、一行廿字許、此切医書ナルユヘニ丹波康頼ト云ハ誤リナリ〉

○源三位頼政卿（一一〇四—一八〇）

小卷物切〈行書、公卿ノ詩集、反り点アリ〉

○楠正成卿（？—一三三六）

卷物切〈願文〉

○今川了俊（一二三五—一四二〇？）

畠山切〈卷物、雲紙、上下金野、歌二行書、真字五山僧ノ詩ハ二条良基公ノ筆ナリ、詩歌両筆ノ処モアリ〉

### 卷下

○聖廟（八四五—九〇三）

式切〈白紙、墨野、朱星アリ、不動講式、行書〉

○橘逸勢朝臣（？—八四二）

石山切〈儒書、香紙、墨字、墨野〉

○弘法大師（七七四—八三五）

大字切〈艸書、座右銘、一字四五寸許、甚稀ナルモノナリ〉

南院切〈草書、中字、詩〉

卷物切〈中字、行書、待〔詩〕、一行九字許、朱ニテ別人ノ詛字アリ〉

- 夢窓国師（一二七五—一三五一）  
多賀色紙（草書、五言絶句、金銀砂子）
- 大燈国師（一二八二—一三三七）  
佐保切（白紙、墨野、孝経、真字、朱星アリ、此外儒書兵書二類キレアリ）  
道德経切（黄紙、同上）  
卷物切（真字、白紙、墨野、詩ナリ）
- 一休和尚（一三九四—一四八一）  
針切（四半、細字、聯芳集）
- 北畠玄惠法印（？—一三五〇）  
卷物切（経書ノ註、朱点、片カナ、墨野）
- 京極黄門定家卿（一一六二—一二四一）  
長恨歌切（四半、豎短シ）
- 同（二条家）為道卿（一二七一—一九九）  
同（六半）（公卿ノ詩集、作者名アリ）

以上二十八種の古筆切を見渡して気づくことは、奈良時代の写本（橘逸勢）、平安時代の写本（清原頼業・小野道風・藤原佐理・藤原行成・源頼政・聖廟（菅原道真）・弘法大師（空海））が含まれていることである。周知のように現存する漢籍の古写本は大抵鎌倉時代以降のものである。つまり古筆切の中には、断簡と言えども、抜きん出て古い（通行本とは異なる）本文を持つものがあるのである。冒頭に触れた神田先生の提言（注1を参照）も、古筆切の古写本としての稀少性に着目してのことであつたかと思われる。

古筆切の持つ資料性に注目して、その集成を試みたのは小松茂美氏であつた。その著『古筆学大成』全三十卷（一九八九—一九九三年、講談社）は国文学関係の古筆切を網羅的に集めた大著である。しかし、漢籍に限っては第二十

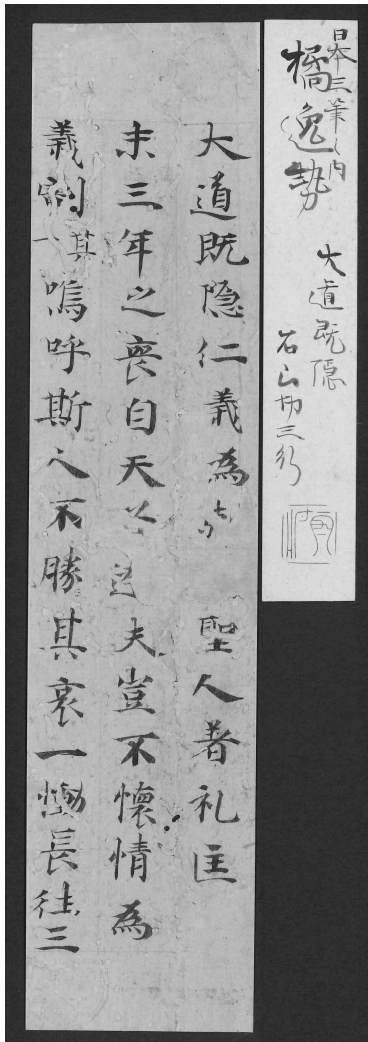
五卷の一部が宛てられているだけで、取り上げられた書は『白氏文集』『貞観政要』『菅家後集』『本朝文粹』『千載佳句』など数点に過ぎない。古筆切研究に於いても、漢籍は遅れを取っているように思われる。

それでは、本題に入ることしよう。本稿で紹介するのは次の三点の古筆切（架蔵）である。

- ① 『王勃集』 卷二十八断簡 伝橋逸勢筆 (唐) 写 一葉
  - ② 『王勃集』 卷二十八断簡 (唐) 写 一葉
  - ③ 『文選集注』 卷百十一断簡 伝大塔国師筆 (平安前期) 写 一葉
- ①②は唐鈔本、③は佚存書である。書写年代（推定）の前に極札に示された伝称筆者名を挙げたが、何れも真の書写者ではない。

### 三、『王勃集』断簡

- ① 『王勃集』 卷二十八断簡 伝橋逸勢筆 (唐) 写 一葉 書影1



書影1

二十五・〇×五・七糧。界高、二十・六糧。行十五字。楮紙。極札は分家第十三代の古筆了仲（一八二〇—九一）。本文を次に掲げる。通行の字体を用い、小字は「へ」に括り、改行は「／」で示した。また破損した文字「□」を推定できる場合には、右傍に「（ ）」に括って示した。

大道既隱仁義為□□聖人着礼匡□

末三年之喪自天□□夫豈不懷情為

義割（其／＼）嗚呼斯人不勝其哀一慟長往三

極札に言う「石山切」は『増補古筆名葉集』橋逸勢の項に見え、「儒書、香紙、墨字、墨罨」と説明されている。本断簡はたしかに香色の料紙に墨界を引き、墨字で書かれてはいるが、儒教経典ではない。これを上野氏蔵本『王勃集』卷二十八の僚卷（ツレ）と同定できたのは、道坂昭廣氏の一連の研究を参照した結果である。以下、道坂氏の驥尾に付して、本断簡に考察を加えたい。

初唐の四傑の一人、王勃（六五〇—六七六）は奈良時代から平安時代にかけて、白居易の詩文が将来される以前に日本で最も良く読まれた詩人であった。その別集は『日本国見在書目録』に「王勃集三十卷」として著録されている。王勃の作品と言えば、正倉院展で展示品の中でもひととき目を引く『詩序』が名高いが、我が国には彼の『王勃集』も三十卷の内、卷二十八・二十九・三十の三卷の古写本が現存している（通行本は『王子安集』十六卷）。この三卷は互いに僚卷であり、その書写年代は唐の垂拱二年（六八六）から載初元年（六八九）までの間と推定されている（これは『王勃集』編纂の上限とされる文明元年（六八四）の直後に当たる）。

但し、これら三卷は首尾完結して現存しているわけではない。問題の卷二十八について言えば、巻頭の目録によって「達奚員外墓誌（并序）」「陸□□墓誌（并序）」「婦仁郡主墓誌（并序）」「賀拔氏墓誌（并序）」の四篇が収められていたことが分かるが、この中の「達奚員外墓誌」の銘文の途中四行目から「陸□□墓誌」の末尾までが切り出されて

いるのである。そして、その巻二十八から切り出された一部分が本断簡①と次の断簡②なのである。古筆切全体の中  
でも飛び抜けて古い写本であると言えよう。

実は巻二十八から切り出された古筆切がもう一葉あることがすでに報告されている。MOA美術館所蔵の手鑑『翰墨城』に押されている伝橋逸勢筆「詩序切」がそれである。道坂氏は、この古筆切が俗伝に言うような王勃の詩序の断簡ではなく、上野氏蔵本『王勃集』巻二十八に本来存したはずの「陸□□墓誌一首（并序）」の銘文の一部分（三行）であることを明らかにされた。本断簡は、その『翰墨城』所収断簡の直前に位置するものと思われる。<sup>4</sup>両者を並べて示せば、次のとおりである。両断簡によって、墓誌銘の其一・其二の全文が明らかになった。翻字に当たっては、句読点を私に付した。また破損した文字を推定できる場合には、正した文字を記した。

大道既隱、仁義為□。□聖人着、礼匡□

末。三年之喪、自天子達。夫豈不懷、情為

義割（其／一）。嗚呼斯人、不勝其哀。一慟長往、三」（本断簡）

泉不迴。悠悠蒼天、此何人哉。先王有制、何

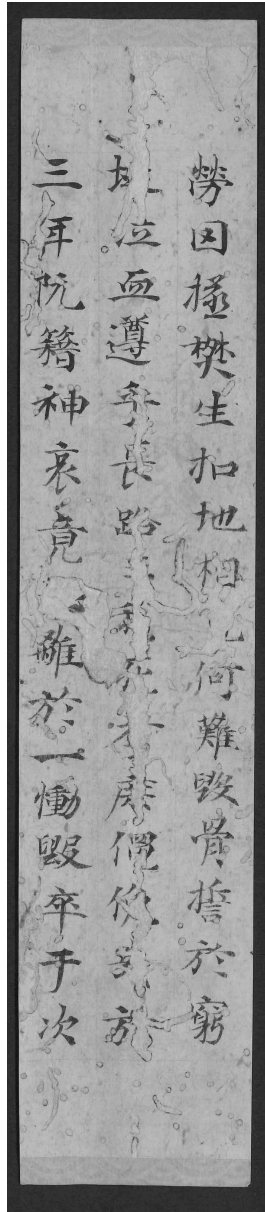
為王摧（其／二）。昔殷三仁、同調哲達。士誘物誰、

是顧生死。嗟乎弊俗、情變久矣。吾子隕」（『翰墨城』所収断簡）

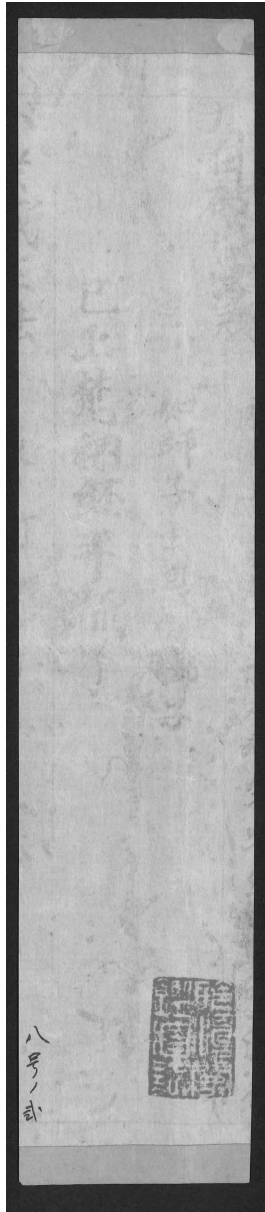
ところで、道坂氏は『翰墨城』所収断簡が上野氏蔵本『王勃集』巻二十八から切り出されたものであることを立証するに当たって、両者に存する紙背文書を援用された。道坂氏の説くところを要約すれば、『王勃集』の紙背に存するのは『大乘戒作法』という、『梵網經』の「十重戒」・「四十八輕戒」を解説した文書である。文中、「四十八輕戒」は四十八種の戒を五群（十・十・十・九・九の各戒）に分けて解説しており、『王勃集』から切り出された部分の紙背には最後（五番目）の群の九戒の内、第四から第九までが解説されていたと推測される。そこで、『翰墨城』所収断簡の紙背を（透かして）観察すると、果たして第五、第六の戒（不重経律戒・不化有情戒）の文字の一部が確認された。

従って『翰墨城』所収断簡は上野氏蔵本から切り出されたものである、と結論づけたのである。明快な推論である。これに従えば、本断簡の紙背には第七の戒（説法乖儀戒）が有るはずだが、厚く裏打ちが為されているために、残念ながら文字を確認することができない。

②『王勃集』卷二十八断簡（唐）写 一葉 書影2・書影3（紙背）



書影2



書影3（紙背）

二十五・二×五・三糎。界高、二十・六糎。行十六字。楮紙。極札は無い。紙背に「聆濤閣／鑑臧記」（二・七×一・九糎）の陰刻朱印記がある。本文は次のとおり（翻字に当たっては堀川貴司氏の御教示を受けた）。

勞罔極樊生扣地相□何難毀骨誓於窮

□泣血遵乎長路□□□□庶僮俛□□

三年阮籍神哀竟□離於一働毀卒于次

『王勃集』卷二十八は上野氏の所有に帰する以前、吉田家<sup>れいとうかく</sup>聆濤閣に蔵されていた。吉田家がその収集品を模刻して刊行した『聆濤閣集古帖』には、『王勃集』卷二十八の巻頭本文十一行を見ることが出来る。一方、本断簡の紙背には「聆濤閣鑑臧記」なる朱印記が押捺されている。このことから推せば、本断簡は吉田家が明治期に上野氏に『王勃集』卷二十八を譲渡するときに、嘗て所蔵した名残として、その本文三行を切断して手元に残しておいたものであろうか。本断簡が卷二十八の何処に位置するかは、紙背に存する文字によって推定できる。これも裏打ちのためにはつきりとは見えないが、紙背の文字は、

九自破内法戒

如師子虫自□□□子

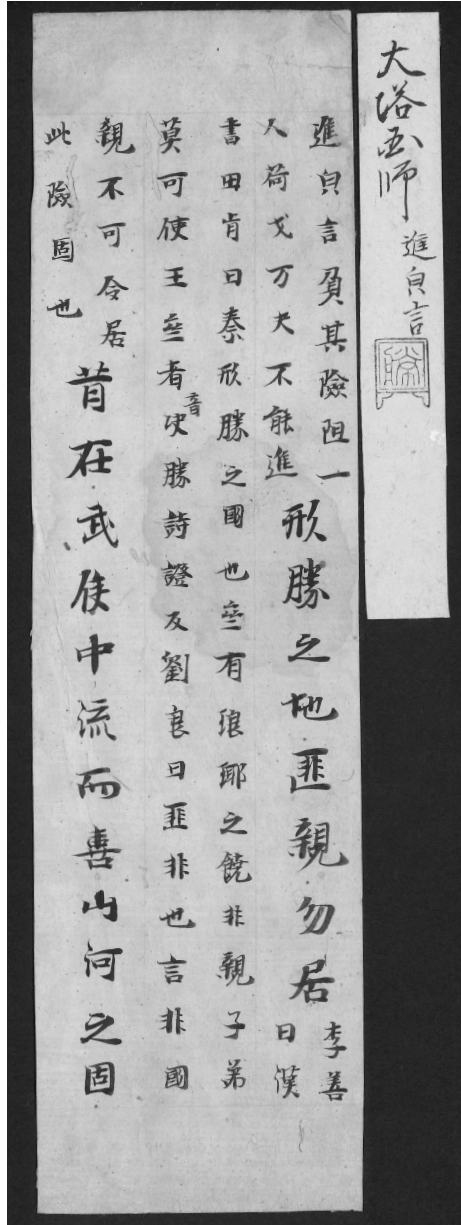
已上梵網經并疏了

と読むことができる。上野氏蔵本『王勃集』卷二十八の紙背に『梵網經』の「四十八輕戒」を解説した文書の存することは先に述べた。ここに見える「自破内法戒」は「四十八輕戒」を五群に分けた最後の九戒の第九に相当する。したがって、この断簡は断簡①の少し前、「陸□□墓誌」序文の一部分であると推定できるのである。

近年、王勃の研究は急速に進展している。中国文学の分野では道坂氏の研究のあることは前述したが、日本漢学の分野でも後藤昭雄氏、北山円正氏によって、平安時代初期に於ける王勃受容の実態が明らかにされている。<sup>(5)</sup>『王勃集』佚文の出現は、たとえ纒かな分量であつても、中国文学・日本漢学両分野の研究発展に寄与するものと思われる。

四、『文選集注』断簡

③『文選集注』卷百十一断簡 伝大塔（タカ）国師筆 [平安前期] 写 一葉 書影4



書影4

二十八・二×七・五糶。界高、二十三・四糶。行十五字。注小字双行、行二十字。楮紙。正文には朱のヲコト点・声点が施される。本文は次のとおり。

〔進貌言負其險阻一／人荷戈万夫不能進〕形勝之地匪親勿居〔李善／曰漢〕  
 〔書田肯曰秦形勝之國也齊有琅琊之饒非親子弟／莫可使王齊者音決勝詩証反劉良曰匪非也言非國〕  
 〔親不可令居／此險固也〕昔在武侯中流而喜山河之固



極札（鑑定者未詳）に「大塔国師」とあるのは「大燈国師」の誤りであろう。大燈国師は大徳寺の開山、宗峰妙超（一一八二—一三三七）のことである。大燈国師を伝称筆者とする古筆切は、『増補古筆名叢集』には「佐保切」「道德経切」「巻物切」の三種が挙げられているが、ふつう一括して「佐保切」と呼ばれることが多い。<sup>6)</sup>「佐保切」に書写されているのは『古文孝経』『老子道德経』『帝範』『施氏七書講義』など様々な漢籍で、それぞれ筆蹟を異にするが、何れも大燈国師の真蹟ではない。

『文選集注』は、唐代の代表的な文選注五種を集成した百二十巻から成る註釈書である。李善注・五臣注を除く文選鈔・文選音決・陸善経注が本国中国ではすでに亡佚している点、また、李善注の佚文を含む点などに資料的価値がある。書中、撰者は時として註釈に案語を加えているが、それが誰であるのかは分からない。また日中どちらの国で編纂されたのかも分からないが、中国撰述の書という印象が強い。成立時期も不明だが、それを探る手懸かりは幾つかある。例えば、愛知県豊田市・猿投神社所蔵『文選』巻一は、正安四年（一一三〇）の校合奥書を持つ正文のみの写本だが、欄上・行間に「鈔曰」「少曰」「決曰」「決作」「陸曰」として『集注』を引く。その中に張衡「西京賦」（李善注本巻二）の「丞相欲以贖子罪、陽石汗而公孫誅」に対して「師説、集注无罪字、有異本」との書入れが見られる。日本漢籍の書入れに見られる「師説」は、平安初期の大学寮の講義説と考えられるものであるから、それに引かれる『文選集注』はそれ以前に成立（或いは渡来）していた書ということになる。

『文選集注』の伝本はこれまで次の二種が知られていた。

- 一、東山御文庫蔵（九条家旧蔵）本。（平安前期）写。巻八・九が現存する。近年、巻七断簡二葉が出現した。
- 二、金澤文庫本。（平安中期）写。称名寺、東洋文庫など諸処に分蔵。巻四十三・四十七・四十八・五十六・五十九・六十一・六十二・六十三・六十六・六十八・七十一・七十三・七十九・八十五・八十八・九十一・九十三・九十四・九十八・百二・百十三・百十六が現存する。但し、首尾完結していない巻が多い。

本断簡は右の伝本のどちらにも属さない古写本である。張載「劍閣銘」の三行で、これは巻百十一に当たる。佚文は『文選音決』の「勝詩証反」のみだが、第三の伝本の存在が確認されたことの意味は極めて大きい。参考までに、一の前古筆切（東山御文庫蔵本の僚卷）を次に掲げる。「齊」字を古字で表記する点が共通している。

『文選集注』卷七断簡 伝宗尊親王筆 [平安前期] 写 一葉 書影5

宗尊親王

後漢獻皇帝  
皇子體七行



體奕壇以閑敞紛郁々其難詳

李善曰  
左氏傳

參景公欲更晏子之宅曰請更請奕壇松預曰壇祭也洞簫  
賦曰又足樂乎其敞閑也說文曰敞高土可遠望也楚辭曰  
紛郁々其遠莖揚雄預州箴曰郁々荆河伊洛是經鈔曰體  
謂古地形體寬閑博敞廣寬之負歟盛也已下九句言南都  
土地寬闊美盛家善也音丈壇口改又敞昌養又郁於六反  
張銑曰奕明壇高也閑敞清閑寬敞也郁々張美且難詳難

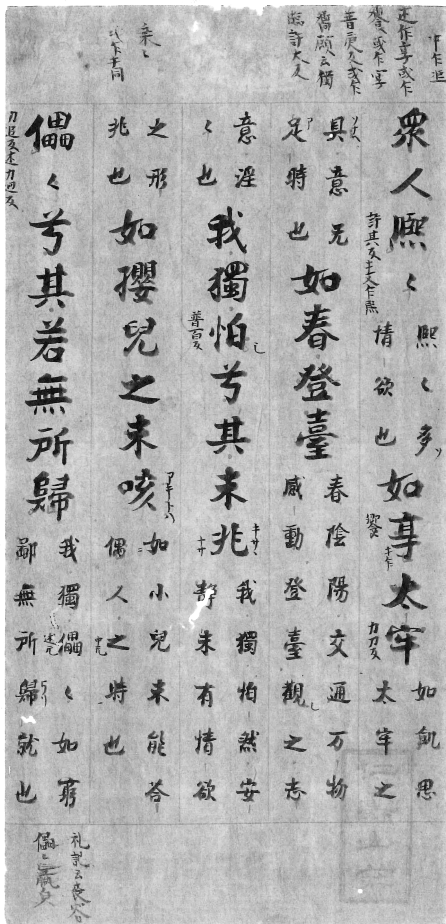
二十五・一×九・九種。界高、二十一・〇種。行十三字。注小字双行、行二十三字。卷七「南都賦」の冒頭近くの四行。卷七は他に横山弘氏藏の断簡が現存する。極札は朝倉茂入(第二代)。宗尊親王(一二四二―一七四)を伝称筆者とする古筆切は、概して書写年代が宗尊の時代よりも古いという傾向がある。本断簡もその例に漏れず、奈良末期から平安前期にかけての時期の書写ではないかと思う。尚、本断簡はすでに『唐鈔文選集註彙存』(二〇一一年第二次印刷、上海古籍出版社)第一冊に影印されている。

書影5

五、古筆切の欠点

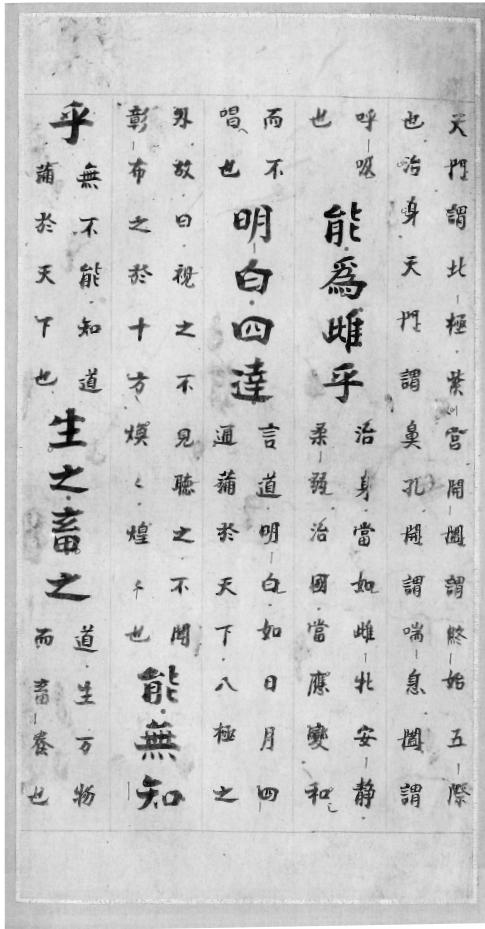
最後に、古筆切を学術研究に利用する場合の注意点について触れておきたい。古筆切は、古人の筆蹟を鑑賞することを目的として作られたものであるから、最も重んじられるのは外観（見た目）である。したがって、鑑賞を妨げるもの、目障りなものは、それがどれほど学術的価値を持つていようと、排除される傾向にある。稿者は第一節で、日本漢籍古写本の特徴として、本文中に詳細な書入れのあることを指摘した。この書入れは日本人が漢籍を学習する過程で蓄積した学問的成果であり、日本文化の結晶として重視すべきものであると思う。しかし、古筆切の中には、その貴重な書入れを抹消しているものが間々見出されるのである。

書影6は大燈国師を伝称筆者とする『老子道德経』（河上公註）の断簡（卷上第十四章）である。「佐保切」（増補古筆名葉集）では「道德経切」と呼ばれる。



書影6

これをよく見ると、大字の本文と小字の註文とに詳密な訓点が施されていることに気づくであろう。「佐保切」には訓点の他に反切、異本注記など様々な情報が行間・欄上に書き入れられている。これらの訓点や書入れに従えば、『老子道徳経』を正しく読むことができるのである。現存する『老子道徳経』の古写本の中でも、これほど情報量の多いものは他に見ることができない。というのは、実はこの古写本は元々鎌倉時代後期には博士家（漢学を専門とする家系）の一つである清原家に所蔵され、訓説の伝授に用いられていたものなのである。何故そのようなことが分かるかというと、本断簡の切り出された本体に当たる『老子道徳経』古写本が残巻ながらも杏雨書屋（武田科学振興財団）に現存しており、その奥書に清原家儒者がこの本を家説の伝授に用いた旨を記しているからである。このような博士家に伝わる由緒正しい写本を「証本」と呼んでいる。どうして貴重な証本が博士家の書庫から流出し、切断されてしまったのか。その経緯は明らかではない。もし完冊のまま残っていたら、鎌倉時代の博士家の学問の実態を克明に



書影7

知ることができたであろう。しかしそれでも「佐保切」の書入れから当時の学問をある程度再現することは可能である。「佐保切」の価値はその点にあると言えよう。

ところが、数ある「佐保切」の中にはその貴重な情報を削除したのが見出されるのである。書影7を見ていただきたい。

これも前掲の断簡と同じく「佐保切」の断簡（卷上第十章）だが、行間・欄上の書入れが紙やすりで完全に削り取られているのである。わずかに朱のヲコト点だけが残されているに過ぎない。これではこの部分の本文がどのように解釈されていたのかを再現することは困難である。

これは恐らく古筆見の仕業であろうが、彼が何故そのような措置を取ったかと言えば、それは大燈国師の字様・書風（真蹟ではないが）を鑑賞する上で書入れの存在が大きな障害になると考えたからであろう。古筆鑑賞という目的のために学問的情報を切り捨てたのである。

「佐保切」に限らず、古筆切を注意深く観察すると、このように原状を加工する措置を取ったものが意外に多いことに気づく。掛軸に改装したり、手鑑に押ししたりするために天地を裁断することは必ずと言って良いほど行なわれる。また「呼継よびつぎ」と言って、別々の箇所を繋ぎ合わせることもしばしばである。これも見た目を重んじる古筆切ならではの慣習的措置である。古筆切を学術研究に利用する場合には、これらの点に注意を払う必要がある。特に加工の痕跡は、写真やデジタル画像などでは見分けにくい。実物に当たって肉眼で見ると肉目で見る手間を惜しまない方が良いと思う。

## 注

(1) 神田喜一郎「この暴挙をいかんせん——古書割裂に対する一提案——」（『藝林談叢』、一九八一年、法蔵館）。この中で神田氏は古筆切の伝統とその弊害を説いた上で、「これまでに既に割裂せられてしまったものをも、更に何か方法を講じて、能う限りその復原を期して貰いたいということである。これは勿論容易に実行し難い難事であろうが、そのためには国家の権力を発動せしめてもよい。我が日本文化の爲めである。区々たる好事家の骨董的興味や所有慾位に妨げられるべきではない。既に所在の明かに知られているものは、これを一個所に聚めて、例えば国宝保存会委員の如き専門家をして、適当に処置せしめたらよいと思う」と提言している。

- (2) 阿部隆一「漢籍」(『阿部隆一遺稿集』第三卷、一九八五年、汲古書院。初出は一九八三年)を参照されたい。
- (3) 道坂昭廣『王勃集』と王勃文学研究(二〇一六年、研文出版)を参照されたい。本稿では、特に「日本に伝わる『王勃集』残巻——その書写の形式と「華」字欠筆が意味すること——」、「『王勃集』の編纂時期——巻三十所収「族翁承烈致祭文」を中心に——」、「伝橘逸勢筆「詩序切」と上野本『王勃集』の関係」、「日本伝存『王勃集』残巻景印覚書」の諸論考から恩恵を蒙った。
- (4) 『翰墨城』所収断簡は「陸□□墓誌」の銘文其二の後半と其三の前半とを収める。其二の偶数句末は「迴」「哉」「摧」と押韻する。「迴」「摧」は上平声十五灰韻、「哉」は上平声十六咍韻で、両者は同用される。一方、本断簡の末尾十三文字は銘文其二の前半であり、その第二句末「哀」は上平声十六咍韻で、これは『翰墨城』所収断簡の銘文其二後半の韻字に適合する。しかも両断簡に跨がる「三泉不迴」の四文字は意味を成す上に、その前の「一慟長往」と対句を成す。したがって両断簡は本来隣接連続していたものであることが判明する。また四言八句ごとに換韻していることも確定するので、本断簡の前半には銘文其一の全文が収められていることが分かる。
- 因みに、唐代の墓誌銘で、換韻する句末に「其幾」と小字注記する形式を持つものを『文苑英華』に求めると、張九齡「太僕卿上柱国華容県男王府君墓誌」、四言八句ごとに換韻、其四まで。(巻九百四十)
- 楊炯「常州刺史楊公墓誌銘」、四言六句ごとに換韻、其八まで。(巻九百五十)
- 楊炯「李懷州墓誌銘」、四言八句ごとに換韻、其五まで。(巻九百五十)
- などが見出される。
- (5) 後藤昭雄「貞観三年東大寺大仏供養呪願文」(『成城文藝』第二百四十号、二〇一七年六月、成城大学文芸学部)、「貞観三年東大寺大仏供養呪願文(承前)」(『成城文藝』第二百四十一号、二〇一七年九月、成城大学文芸学部)、『講演記録』菅原是善の願文と王勃の文章」(『成城国文学』第三十四号、二〇一八年三月、成城国文学会)。
- 北山円正「武智麻呂伝の「積奠文」——本文批判と『王勃集』受容——」(『平安朝の歳時と文学』、二〇一八年、和泉書院。初出は二〇〇〇年九月)。
- (6) 拙稿「佐保切」追跡——大燈国師を伝称筆者とする書蹟に関する考察——(『臨濟宗妙心寺派教学研究紀要』第七号、二〇〇九年五月、臨濟宗妙心寺派教化センター)、「伝授と筆耕——呉三郎入道の事績——」(『中世文学』第六十一号、二〇一六年六月、中世文学会)を参照されたい。
- (7) 小林芳規「師説拾遺」(『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語学史的研究』、一九六七年、東京大学出版会)を参照されたい。

(8) 『新修恭仁山莊善本書影』(一九八五年、武田科学振興財団)を参照されたい。